

令和 4 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 5 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 および別表第 1 3 を次のように改める。

別表第 12（第 2 条関係）

区 分		単 位	金 額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第 54 条第 2 項の規定による申出がない場合に限る。）	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（以下この表において「住宅単位認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位認定」	申請 1 件につき 次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が 1 のとき 36,000 円 (イ) 住戸の戸数が 2 以上 5 以下のとき 70,000 円 (ウ) 住戸の戸数が 6 以

	<p>以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分という。以下この表において同じ。）登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。）</p> <p>イ 住宅以外の用途のみに供</p>	<p>という。）</p>	<p>上10以下のとき 97,000円</p> <p>(エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 136,000円</p> <p>(オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 194,000円</p> <p>(カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 270,000円</p> <p>(キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 370,000円</p> <p>(ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 490,000円</p> <p>(ケ) 住戸の戸数が301以上のとき 570,000円</p> <p>イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 108,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 177,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 275,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 353,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき</p>
--	---	--------------	--

<p>する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）</p> <p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。）</p> <p>ウ 複合建築物登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>			<p>422,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>490,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法に限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 296,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p>

		<p>等認定」という。) または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。)</p>	880,000円
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第1条第1項第1号に定める基準)(以下この表において「モデル建物法」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 122,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円</p> <p>エ 床面積の合計が</p>

	<p>物単位モデル建物法認定」という。) または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。)</p>		<p>2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 249,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 321,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 383,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 440,000円</p>
	<p>複合建築物を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。)</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額と, 住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額」という。)</p>
	<p>複合建築物を単位とした認定(モデル建物法</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と, 住戸の</p>

	による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。)		戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅手数料額とを合算した額 (以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額」という。)
(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位認定または複合建築物住宅部分単位認定	申請1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額 (共用部分がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅手数料額」という。) ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき 7,000円 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円 (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円 (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円 (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき

		<p>150,000円 (ケ) 住戸の戸数が 301 以上のとき</p> <p>170,000円 イ 次に掲げる認定の申 請に係る一の建築物の 共用部分の床面積の合 計の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以 下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを 超え、 2,000平方メ ートル以下のとき</p> <p>28,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、 5,000平方 メートル以下のとき</p> <p>80,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、 10,000平方 メートル以下のとき</p> <p>126,000円 (オ) 床面積の合計が 10,000平方メートル を超え、 25,000平方 メートル以下のとき</p> <p>158,000円 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき</p> <p>190,000円</p>
非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位標 準入力法 等認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に 係る一の建築物（複合建 築物非住宅部分単位標準 入力法等認定の申請の場 合にあっては、当該建築 物の非住宅部分）の床面 積の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額（ 以下この表において「評 価機関審査済非住宅標準 入力法等手数料額」とい

		う。) ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円
非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円

		<p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。）
複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と、住戸の戸数および共用部分の床

				面積により算定した評価機関審査済住宅手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。）
2 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位認定または複合建築物住宅部分単位認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額

	法認定		
	複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額とを合算した額
	複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額とを合算した額
(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位認定または複合建築物住宅部分単位認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
	複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額とを合算した額
	複合建築物単位モ	申請1件	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築

		モデル建物 法認定	につ き	物モデル建物法手数料額 とを合算した額
3 法第55 条第1項 の規定に 基づく認 定を受け た低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定（同 条第2項 において 準用する 法第54条 第2項の 規定によ る申出が ない場合 に限り、 建築物の 新築等に 関する工 事の着手 予定時期 または完 了予定時 期のみ の変更の 認定を申 請する場 合を除く。）	(1) 評価機関 審査を受け ていないもの	住宅の用途のみに 供する一の建築物 を単位とした変更 の認定（以下この 表において「住宅 単位変更認定」と いう。） または複 合建築物 の住宅部 分を単位 とした変 更の認定 （以下こ の表にお いて「複 合建築物 住宅部分 単位変更 認定」と いう。）	申請 1件 につ き	次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（共用部 分がない建築物に係る変 更の認定の申請の場合に あつては、次のアに掲げ る額。以下この表におい て「評価機関未審査住宅 変更手数料額」という。） ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (イ) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき 41,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以 上10以下のとき 58,000円 (エ) 住戸の戸数が11以 上25以下のとき 82,000円 (オ) 住戸の戸数が26以 上50以下のとき 120,000円 (カ) 住戸の戸数が51以 上100以下のとき 170,000円 (キ) 住戸の戸数が101 以上200以下のとき 250,000円 (ク) 住戸の戸数が201 以上300以下のとき 320,000円 (ケ) 住戸の戸数が301 以上のとき 370,000円 イ 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の共用部分の床面 積の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が

				<p>300平方メートル以下のとき 59,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 102,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 178,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 239,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 290,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 340,000円</p>
		<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」とい</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 158,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを</p>

	<p>う。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした変更の認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。)</p>		<p>超え, 2,000平方メートル以下のとき 204,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 311,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 393,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 468,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 530,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)または複合建築物の</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては,当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ,それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 55,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え,1,000平方メートル以下のとき 71,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え,2,000平方メートル以下のとき 93,000円</p>

<p>非住宅部分を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定」という。）</p>		<p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円</p>
<p>複合建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）</p>
<p>複合建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「モデル建物法変更認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査モデル建物法変更手数料額」という。）</p>

	るものに限る。) (以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。)		宅変更手数料額とを合算した額 (以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。)
(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位変更認定または複合建築物住宅部分単位変更認定	申請1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額 (共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅変更手数料額」という。) ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき 7,000円 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円 (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円 (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円 (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円 (ケ) 住戸の戸数が301

		<p>以上のとき 170,000円</p> <p>イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 80,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 158,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 190,000円</p>
非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300

		<p>平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下 のとき 19,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え, 2,000平方メー トル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え, 5,000平方メー トル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え, 10,000平方メー トル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え, 25,000平方メー トル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え,</p>

		<p>1,000平方メートル以下のとき 19,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算

				定した評価機関審査済住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
4 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位変更認定または複合建築物住宅部分単位変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額

	宅部分単 位モデル 建物法変 更認定		
	複合建築 物単位標 準入力法 等変更認 定	申請 1件に つき	確認申請変更手数料相当 額と評価機関未審査複 合建築物標準入力法等 変更手数料額とを合算 した額
	複合建築 物単位モ デル建物 法変更認 定	申請 1件に つき	確認申請変更手数料相当 額と評価機関未審査複 合建築物モデル建物法 変更手数料額とを合算 した額
(2) 評価機関 審査を受け たもの	住宅単位 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位変更 認定	申請 1件に つき	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済住 宅変更手数料額とを合 算した額
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位標準入 力法等変 更認定	申請 1件に つき	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済非 住宅標準入力法等変更 手数料額とを合算した 額
	非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位モデル 建物法変	申請 1件に つき	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済非 住宅モデル建物法変更 手数料額とを合算した 額

		更認定		
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
5	法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）		申請1件につき	1,000円

備考

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1（1）の項、1（2）の項、2（1）の項または2（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と、複合建築物住宅部分単位認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1（1）の項、1（2）の項、2（1）の項または2（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と、複合建築物住宅部分単位認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 3 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と、複合建築物住宅部分単位変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、

<p>に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>（同号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>		<p>方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円</p>
	<p>(2) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 1,000平方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 218,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 284,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 341,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p>

399,000円

<p>(3) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 20,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 42,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 89,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 133,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円</p>
<p>(4) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 20,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 42,000円</p>

			<p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 89,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 133,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円</p>
<p>2 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交</p>	<p>(1) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。)</p>	<p>消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積(当該消費性能確保計画の変更に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては,当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この2(1)の項から2(4)の項までにおいて同じ。)の合計の区分に応じ,それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 111,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 140,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 183,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000</p>

通省令 第5号) 第11条 の規定 に基づく 軽微な 変更 に関する 証明書 の交付			平方メートル以下のとき 425,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円
	(2) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 61,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円
	(3) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 16,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 22,000円

		<p>る証 明書 の交 付の 申請 1件 につ き</p>	<p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 32,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 83,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 157,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 195,000円</p>
	<p>(4) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。)</p>	<p>消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 16,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 22,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 32,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 83,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 157,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方</p>

				方メートルを超えるとき 195,000円
3 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表（備考第9項から第11項までを除く。）において同じ。）の認定（法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）および法第41条第1項の規定に基づく建築物の	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査または法第12条第1項もしくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基	住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（1）および同号ロ（1）または第10条第2号に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）（基準省令第5条第3項第1号または第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 66,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 108,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 182,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 259,000円

<p>エネルギー消費性能に係る認定</p>	<p>準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)もしくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定(建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)(以下この表においてこれを「評価機関審査等」という。)を受けていないものア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物(住宅の用</p>	<p>能基準共用部分評価認定」という。)(または複合建築物(住戸の戸数が2以上であるものに限る。))の住宅部分を単位とした認定(性能基準(基準省令第5条第3項第1号または第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。))による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物住宅部分性能基準共用部分評価認定」という。)</p>		
	<p>住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(性能基</p>		<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額」という。)</p>

途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。)の住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)

登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。)

イ 住宅以外の用途の

準(住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号もしくは第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。)による評価方法によるものに限る。)

(以下この表において「住宅単位性能基準共用部分非評価認定」という。)または複合建築物の住宅部分を単位とした認定(性能基準(住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号もしくは第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。))

- ア 住戸の戸数が1のとき
34,000円
- イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分(共同住宅の用途に供する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。))の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき
66,000円
- (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき
108,000円
- (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき
182,000円
- (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると
き
259,000円

	<p>みに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。）</p> <p>以下この表において同じ。）</p> <p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）</p> <p>ウ 複合建築物登録住宅性能評価機関および登録建築</p>	<p>による評価方法によるものに限る。）</p> <p>（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定」という。）</p> <p>住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が1であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「モデル住宅法」という。）による評価方法によるものに限る。）</p> <p>（以下この表において「住宅単位モデル住宅</p>	<p></p> <p>申請1件につき</p>	<p>次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅モデル住宅法手数料額」という。）</p> <p>19,000円</p>
--	---	---	------------------------	--

	<p>物エネ ルギー 消費性 能判定 機関</p>	<p>法認定」という。) または複合建築物 (住戸の戸数が1であるものに限る。) の住宅部分を単位とした認定 (モデル住宅法による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定」という。)</p>		
		<p>住宅の用途のみに供する一の建築物 (住戸の戸数が2以上であるものに限る。) を単位とした認定 (基準省令第1条第1項第2号イ(2) (ii) および同号ロ(2) に定める基準 (以下この表</p>	<p>申請 1件 につ き</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物 (複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分) の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分評価手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 33,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 55,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき</p>

において「フロア入力法」という。) (基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。) による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「住宅単位フロア入力法共用部分評価認定」という。) または複合建築物 (住戸の戸数が2以上であるものに限る。) の住宅部分を単位とした認定 (フロア入力法 (同号に掲げる住宅に係るものに限る。) による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物

97,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき
145,000円

住宅部分 単位フロ ア入力法 共用部分 評価認定」 という。)		
住宅の用 途のみに 供する一 の建築物 （住戸の 戸数が2 以上であ るものに 限る。） を単位と した認定 （フロア 入力法（ 基準省令 第5条第 3項第2 号に掲げ る住宅に 係るもの に限る。） による評 価方法に よるもの に限る。） （以下こ の表にお いて「住 宅単位フ ロア入力 法共用部 分非評価 認定」と いう。） または複 合建築物 （住戸の 戸数が2 以上であ るものに 限る。） の住宅部	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物（複合建築物住宅 部分単位フロア入力法共用部 分非評価認定の申請の場合に あっては、当該建築物の住宅 部分）の床面積（当該建築物 の共用部分の床面積を除く。） の合計の区分に応じ、それぞ れ次に定める額（以下この表 において「評価機関未審査住 宅フロア入力法共用部分非評 価手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 33,000円 イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え、 2,000平 方メートル以下のとき 55,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平 方メートルを超え、 5,000 平方メートル以下のとき 97,000円 エ 床面積の合計が 5,000平 方メートルを超えるとき 145,000円

		<p>分を単位とした認定（フロア入力法（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定」という。）</p>		
		<p>住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（3）および同号ロ（3）に定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 19,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 33,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、</p>

	<p>(以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。) または複合建築物の住宅部分を単位とした認定 (仕様基準による評価方法によるものに限る。)</p> <p>(以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。)</p>		<p>2,000平方メートル以下のとき 55,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 97,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 145,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定 (基準省令第1条第1号第1号イまたは第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準 (以下この表において「標準入力法等」と</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物 (複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては, 当該建築物の非住宅部分) の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 210,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 263,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 338,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平</p>

	<p>いう。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。)</p>		<p>方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第1条第1項第1号ロまたは第10条第1号イ(2)およ</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては,当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ,それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が300平方</p>

		<p>び同号ロ (2)に 定める基 準(以下 この表に おいて「 モデル建 物法」と いう。) による評 価方法に よるもの に限る。) (以下こ の表にお いて「非 住宅建築 物単位モ デル建物 法認定」 という。) または複 合建築物 の非住宅 部分を単 位とした 認定(モ デル建物 法による 評価方法 によるもの に限る。) (以下こ の表にお いて「複 合建築物 非住宅部 分単位モ デル建物 法認定」 という。)</p>		<p>メートルを超え, 1,000平 方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が1,000平 方メートルを超え, 2,000 平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え, 5,000 平方メートル以下のとき 218,000円 オ 床面積の合計が5,000平 方メートルを超え, 10,000 平方メートル以下のとき 284,000円 カ 床面積の合計が10,000平 方メートルを超え, 25,000 平方メートル以下のとき 341,000円 キ 床面積の合計が25,000平 方メートルを超えるとき 399,000円</p>
	<p>複合建築物を単位 とした認定(標準 入力法等 による評</p>	<p>申請 1件 につ き</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物 の非住宅部分の床面積により 算定した評価機関未審査非住 宅標準入力法等手数料額と, 住宅部分についての申請が, 複合建築物住宅部分単位性能</p>	

		<p>価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。)</p>	<p>基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあつては評価機関未審査住宅モデル住宅法手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額」という。)</p>
	<p>複合建築物を単位とした認定(モデル建物法</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、</p>

	<p>による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。)</p>		<p>複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあつては評価機関未審査住宅モデル住宅法手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額」という。)</p>
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつて

	<p>または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定</p>		<p>は、当該建築物の住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 76,000円</p>
	<p>住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額」という。）</p> <p>ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000</p>

		<p>平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下 のとき 44,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えると き 76,000円</p>
住宅単位 モデル住 宅法認定 または複 合建築物 住宅部分 単位モデ ル住宅法 認定	申請 1件 につ き	次に定める額（以下この表に おいて「評価機関審査済住宅 モデル住宅法手数料額」とい う。） 7,000円
住宅単位 フロア入 力法共用 部分評価 認定また は複合建 築物住宅 部分単位 フロア入 力法共用 部分評価 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物（複合建築物住宅 部分単位フロア入力法共用部 分評価認定の申請の場合にあ っては，当該建築物の住宅部 分）の床面積の合計の区分に 応じ，それぞれ次に定める額 （以下この表において「評価 機関審査済住宅フロア入力法 共用部分評価手数料額」とい う。） ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え， 2,000平 方メートル以下のとき 21,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平 方メートルを超え， 5,000 平方メートル以下のとき 44,000円 エ 床面積の合計が 5,000平 方メートルを超えると き 76,000円
住宅単位 フロア入 力法共用 部分非評 価認定ま	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物（複合建築物住宅 部分単位フロア入力法共用部 分非評価認定の申請の場合に あっては，当該建築物の住宅

<p>たは複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定</p>		<p>部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 76,000円</p>
<p>住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準手数料額」という。)</p> <p>ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000</p>

		平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下 のとき 44,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えると き 76,000円
非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては，当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 1,000平方メートル以下のとき 18,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 27,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 76,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 119,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 149,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 186,000円
非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては，当

	<p>または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定</p>		<p>該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	<p>複合建築物単位標準入力法等認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積</p>

			<p>(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住宅モデル住宅法手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。)</p>
	複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	<p>認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部</p>

				<p>分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを，複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住宅モデル住宅法手数料額とを，複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを，複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。）</p>
<p>4 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第35条</p>	<p>(1) 評価機関審査等を受けていないもの</p>	<p>住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に，同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては，当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下</p>

第2項の規定による申出がある場合に限る。)

		この表において「確認申請手数料相当額」という。)と評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価手数料額とを合算した額
住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額
非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額とを合算した額
複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額とを合算した額

	法認定	き	額
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額とを合算した額
	住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
	複合建築	申請	確認申請手数料相当額と評価

		物単位標準入力法等認定	1件につき	機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額とを合算した額
5 法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がない場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期の変更の認	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）を単位とした性能基準（基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位性能基準共用部分評価変更認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）の住宅部	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 39,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 64,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 113,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 168,000円

<p>定を申 請する 場合を 除く。)</p>	<p>分を単位 とした性 能基準（ 同号に掲 げる住宅 に係るも のに限る。） による評 価方法に よる変更 の認定（ 以下この 表におい て「複合 建築物住 宅部分単 位性能基 準共用部 分評価変 更認定」 という。）</p>		
	<p>住宅の用 途のみに 供する一 の建築物 を単位と した性能 基準（住 戸の戸数 が1であ る住宅ま たは基準 省令第14 条第2項 第2号に 掲げる住 宅に係る ものに限 る。）に よる評価 方法によ る変更の 認定（以 下この表 において 「住宅単 位性能基</p>	<p>申請 1件 につ き</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」という。）</p> <p>ア 住戸の戸数が1のとき 21,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 39,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 64,000円</p>

		<p>準共用部分非評価変更認定」という。) または複合建築物の住宅部分を単位とした性能基準(住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。)による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。)</p>	<p>(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 113,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えると き 168,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「非住宅建</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 111,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平</p>

<p>建築物単位標準入力法等変更認定」という。) または複合建築物の非住宅部分を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。)</p>		<p>方メートル以下のとき 140,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 183,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 425,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円</p>
<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。) または複合建築物</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては, 当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 47,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 61,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が 2,000平</p>

<p>の非住宅部分を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定」という。）</p>		<p>方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 147,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 201,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 245,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円</p>
<p>複合建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）</p>
<p>複合建築物を単位としたモデル建物</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手</p>

	<p>法による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）</p>		<p>数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）</p>
(2) 評価機関審査等を受けたもの	<p>住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 76,000円</p>
	<p>住宅単位</p>	<p>申請</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請</p>

<p>性能基準 共用部分 非評価変 更認定ま たは複合 建築物住 宅部分単 位性能基 準共用部 分非評価 変更認定</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」という。）</p> <p>ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 76,000円</p>
<p>非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位標準入 力法等変 更認定</p>	<p>申請 1件 につ き</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 1,000平</p>

			<p>方メートル以下のとき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建 物法変更 認定または複合建 築物非住 宅部分単 位モデル 建物法変 更認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方</p>

		<p>方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）</p>
複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、複合建築物</p>

				住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
6 法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを合算した額
		住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算

了予定期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)	法等変更または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	き	した額	
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
	複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額	
	複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを合算した額
		住宅単位性能基準	申請1件	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準

		共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	につき	共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
7	法第36条第1項の規定に基づ		申請	1,000円

く認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	1 件につき	
---	--------	--

備 考

- 1 同一の建築物に係る法第 1 2 条第 1 項または第 1 3 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る消費性能確保計画の提出があった場合において、当該消費性能確保計画がこの表の 1 (1) の項または 1 (2) の項による判定と、この表の 1 (3) の項または 1 (4) の項による判定とを併せてするものであるときの当該提出に係る手数料の額は、この表の 1 (1) の項または 1 (2) の項による判定に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る法第 1 2 条第 2 項後段もしくは第 1 3 条第 3 項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 1 1 条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の 2 (1) の項または 2 (2) の項による判定または証明書の交付と、この表の 2 (3) の項または 2 (4) の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の 2 (1) の項または 2 (2) の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。
- 3 同一の建築物（法第 3 4 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 3 (1) の項、 3 (2) の項、 4 (1) の項または 4 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。）と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の 3 (1) の項、 3 (2) の項、 4 (1) の項または 4 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法

認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。）と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

- 4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項または6（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項または6（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 5 法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 6 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 7 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定または法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書または第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

- 8 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 9 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。)の認定の申請に係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物(次項において「他の建築物」という。)のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。
- 10 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。)であって、法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、当該他の建築物について算定される額とする。
- 11 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(前項の規定による変更の認定の申請を除く。)に係る手数料の額は、この表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項、6(2)の項もしくは7の項または第4項もしくは第8項の規定の例により、当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第12および別表第13の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第67

号) 附則第 2 項もしくは第 4 項の規定または都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 4 年国土交通省令第 6 8 号) 附則第 2 項もしくは第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる申請に係る手数料については, 改正後の別表第 1 2 および別表第 1 3 の規定は適用せず, 改正前の別表第 1 2 および別表第 13 の規定は, なおその効力を有する。

(提案理由)

低炭素建築物新築等計画, 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に関する事務について, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴う住宅の区分に関する規定等の整備等をするため